第１編　序論

第１章　相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」策定の方針
第２章　計画策定の背景

第１章　相馬市総合計画
「相馬市マスタープラン 2017」
策定の方針

第１節　計画策定の趣旨

本市は、平成 19 年に「未来に向かって伸びゆく　福祉と文化の都市そうま」を将来目標とした、「相馬市マスタープラン 2007」を策定し、本市の地域資源が元来持っている価値を高め、活かしながら、更なる飛躍を目指すとともに、他の地域に誇るべき社会福祉の確立に取り組んでまいりました。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者 458 名、地震・津波による住家被害が全壊 1,097 棟を含む 5,823 棟など、人的にも物的にも甚大な被害をもたらしました。多くの人々のこれまでの生活を一瞬にして奪い去り、慣れ親しんだ郷土の光景を一変させるなど、被災された方々はもとより、市民の人生観・世界観を大きく変えてしまうほどの出来事でした。

市は、この大災害を、報徳仕法で育てられた市民の勤勉性と、いにしえより幾多の苦難を郷土一体となって乗り越えてきた強力な市民の絆をもとに、震災直後から、市民と一体となり復興に向けての取り組みを進めてまいりました。震災からの新たな地域社会を構築することを目標とした相馬市復興計画を策定し、「高齢者、子ども、青壮年層がそれぞれの人生のステージで生活再建をどのように果たしていくか」を基本理念に、被災された方々の生活基盤の再生と、産業復興を果たすため、今日も各復興施策を行っています。

一方で、我が国は、生活スタイルや産業構造の変化等により、急速に少子高齢化が進行し、人口減少社会に入りつつあります。このような社会環境の変化を踏まえ、本市においては、平成 27 年、人口減少による消滅の危機に陥ることなく、安定した発展を続ける地域社会を目指し、相馬市地方創生総合戦略を策定しました。この戦略に基づき、震災からの復旧、復興を最優先としながら、併せて、相馬市が相馬市であり続けるために、魅力ある相馬市づくりを目指した事業を進めております。

この度、市は、「相馬市マスタープラン 2007」で定める計画期間が平成 28 年度で終了すること、さらに、震災と社会情勢の変化を踏まえた本市の将来像を示す必要性に鑑み、復興計画や地方創生総合戦略を含めた、まちづくりの総合的な指針とする新たな総合計画を策定しました。

この計画の策定に際しては、「相馬市マスタープラン 2007」を、行政による施策や数値目標の検証のみならず、市民アンケートにより政策の重要度や満足度を検証し、改善すべき点等の把握に努めました。

また、市民の行政に対するニーズは、ますます多様化・高度化しております。

従って、本市が将来に向かって発展していくためには、これまで以上に重点的・効率的な行政運営に努める必要があります。加えて、市民と行政が力を合わせて協

働でまちづくりを行っていくためには、目指すべき相馬市の将来像を共に考え、理念を共有してゆくことが必要です。

そのため、市民アンケートに加え、市民の代表で構成する相馬市まちづくり協議会を組織し、市民と行政との意見交換を通して、本市のあるべき将来の姿を企画し、その実現に向けて、相馬市全体で取り組むべき方向性を模索してまいりました。

以上のプロセスの下、この度、本市にとって第５次となる相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」を策定いたしました。

この計画に基づき、多くの市民の郷土愛に基づく参画をいただきながら、先達の努力に恥じない、新たな相馬市を造りあげてまいりたいと考えております。

第２節　計画の概要

１．計画の名称

本計画の名称は、**相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」**とします。

２．計画の期間

本計画は、平成 29 年度(西暦 2017 年度)から、平成 38 年度(西暦 2026 年度)までの 10 年間を計画期間とします。

なお、本計画については、計画の進ちょく状況や社会経済情勢の変化を踏まえながら、PDCA サイクルに基づき、必要に応じて修正を行います。

３．計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「財政計画」、「重点施策実行計画」で構成します。

「基本構想」は、市民の生活を取り巻く多種多様な課題に対処するために、長期的かつ総合的な視点に立った本市の将来像を示し、その実現に向けた施策の主要テーマを示すものです。

「基本計画」は、「基本構想」で示した本市の将来像やまちづくりを実現するための、より具体的な施策の体系及び内容を示すものです。

「財政計画」は、相馬市マスタープラン 2017 の実行に際して、長期的な視点から、健全な財政運営を行うための歳入、歳出の各項目について方針を示すものです。

「重点施策実行計画」は、「基本計画」で示された施策の中で、当該年度において特に重点的に取り組む必要性が高い施策の内容を示し、各年度の予算編成及び事業執行の指針となるもので、PDCA サイクルに基づき、毎年度見直します。

４．計画策定における留意点

本計画は、市の現状に即し、時代潮流に対応するため、市民の積極的な参画のもとに、市民と行政が協働で策定します。

また、震災以降の市の現状を踏まえるため、相馬市復興計画及び相馬市地方創生総合計画との整合性を図ることはもちろんのこと、10 年後の市の将来像に向けて必要な施策について、国や県の各種計画との整合性を図り、的確な財政分析のもとに中長期的な財政計画を策定し、真に本市の発展に必要な施策を検討します。

第２章　計画策定の背景

第１節　本市の概況

１．本市の沿革

現在の本市の基礎となる城下町を開いた相馬氏は、平将門を祖とする関東の名族であり、源頼朝の奥州平定に従軍し、その功によって奥州行方郡の地を与えられ、奥州相馬氏の成立の起因となりました。

鎌倉時代の末、下総国より奥州へ移住した相馬氏は、南北朝の動乱期を経て、この地に領主権を確立、いくたびかの危機を乗り越え藩政を担い、明治に至るまでその勢力を維持し、伝統と個性ある文化を培ってきました。

江戸時代初期の慶長 16 年（西暦 1611 年)、相馬氏によって中村城が築かれ、本拠が宇多郡中村（相馬市）に移され、家臣の城下集住が行われて、近世城下町が形成されました。

江戸時代後期、東北諸藩を襲った天明・天保の大飢きんの際、相馬中村藩は興国安民の法「御仕法」を採用し推進することによって、多くの藩が飢きんの打撃から立ち直れず崩壊していった中で、藩財政を立て直し、藩政を復興しました。

御仕法の原理は、至誠・勤労・分度・推譲という基本理念を中心思想として、経済の復興と安定、そして民情を豊かにするというものですが、その精神は市民憲章にもうたわれており、今なお市民の心の支えとして生きています。

明治 22 年、町村制施行に際して、中村、中野村、西山村の合併（昭和 4 年、松ヶ江村合併）によって中村町となり、昭和 29 年、中村町、大野村、飯豊村、八幡村、山上村、玉野村、日立木村、磯部村の 1 町 7 村が合併して、相馬市制の施行に至っています。

現在の本市は、重要港湾相馬港や相馬中核工業団地の開発によるインフラの整備に伴い、優良な企業の立地が着実に進み、雇用の創出をはじめとする様々な経済活性化効果を地域に与えています。

また、首都圏や仙台市へ短時間でアクセスできる常磐自動車道の全線開通や、福島市や隣接する伊達市、さらには山形県と連携する東北中央自動車道の整備が進んでいます。

併せて、市内を縦断する一般国道 6 号や、115 号バイパスも整備されており、今後、福島県北部沿岸地域において、産業・物流・歴史・文化の中心としての役割を担う地域となっています。

２．本市の位置・地勢・気候

本市は、福島県の東北端に位置し、総面積は 197.79 ㎢で、福島県の約 1.4%を占めています。

本市の中央部には、平成 27 年 3 月 1 日に全線開通した常磐自動車道が通り、相馬インターチェンジまで東京からは約 4 時間、宮城県仙台市からは、約 1 時間で結ばれています。

また、市内の東側には、太平洋沿岸を南北に JR 常磐線が通っています。この JR 常磐線は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により不通となっていましたが、平成 28 年 12 月 10 日に仙台方面の運転が再開され、相馬市から宮城県仙台市まで、約 1 時間で結ばれています。しかし、小高駅以南の東京方面は、平成 28 年 12 月現在では不通となっていますが、早期の運転再開を目指し、準備が進められています。

相馬市の位置

本市は、北は新地町、南は南相馬市に接し、西部に阿武隈山系の山地・丘陵地を、中部・東部に平坦地と太平洋を配した西高東低の地勢を形成し、この平坦地には地蔵川、小泉川、宇多川、梅川、日下石川の中小河川が東に流れ、太平洋及び内海の松川浦に注いでいます。

南部は、標高 50m から 70m の丘陵地が、海岸に向け扇状に展開し、海岸段丘を形成しており、その東端は、侵食されて海食崖となっています。

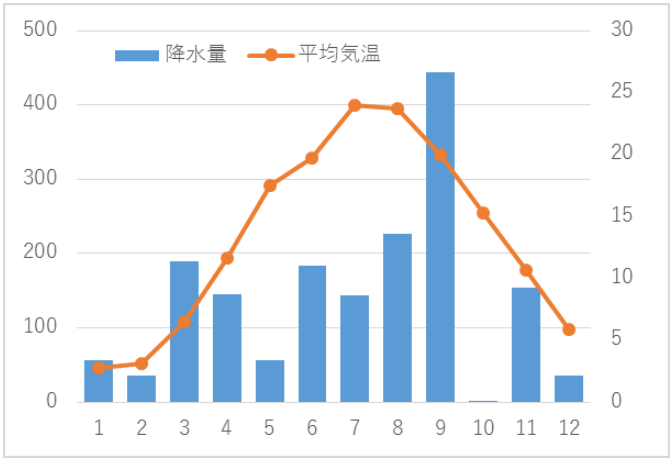

平成 27 年度　月別降水量及び平均気温（福島気象台）

海岸線の出入りは少なく、平坦部では松川浦の砂州が弧状の砂浜として発達し、南部の海岸と対照的な景観を見せています。このように、海、川、山と多様な自然環境を有し、海洋性気候により、東北地方の中では比較的温暖な地域であり、降雪も少なく、年間平均気温も 13.4℃と、全般的に快適な居住環境にあります。

第２節　本市の現況

１．人口の推移

（１）総人口

本市の人口推移を昭和 35 年から平成 27 年までの 12 回の国勢調査でみると、昭和 45 年から昭和 60 年までは増加、昭和 60 年から平成 7 年までは全体的に横ばいからやや増加という傾向を示し、平成 7 年から平成 22 年にかけて減少したものの、平成 27 年では 38,556 人と増加しています。

平成 27 年の増加については、東日本大震災による双葉郡浪江町や双葉郡双葉町、相馬郡飯舘村や南相馬市からの避難者を約 500 戸、応急仮設住宅へ受け入れていることや、復旧・復興事業や東京電力福島第一原子力発電所の事故による、帰還困難区域等の除染事業に従事している作業員等が、長期滞在していることによるものと考えられます。

総人口の推移　　単位：人

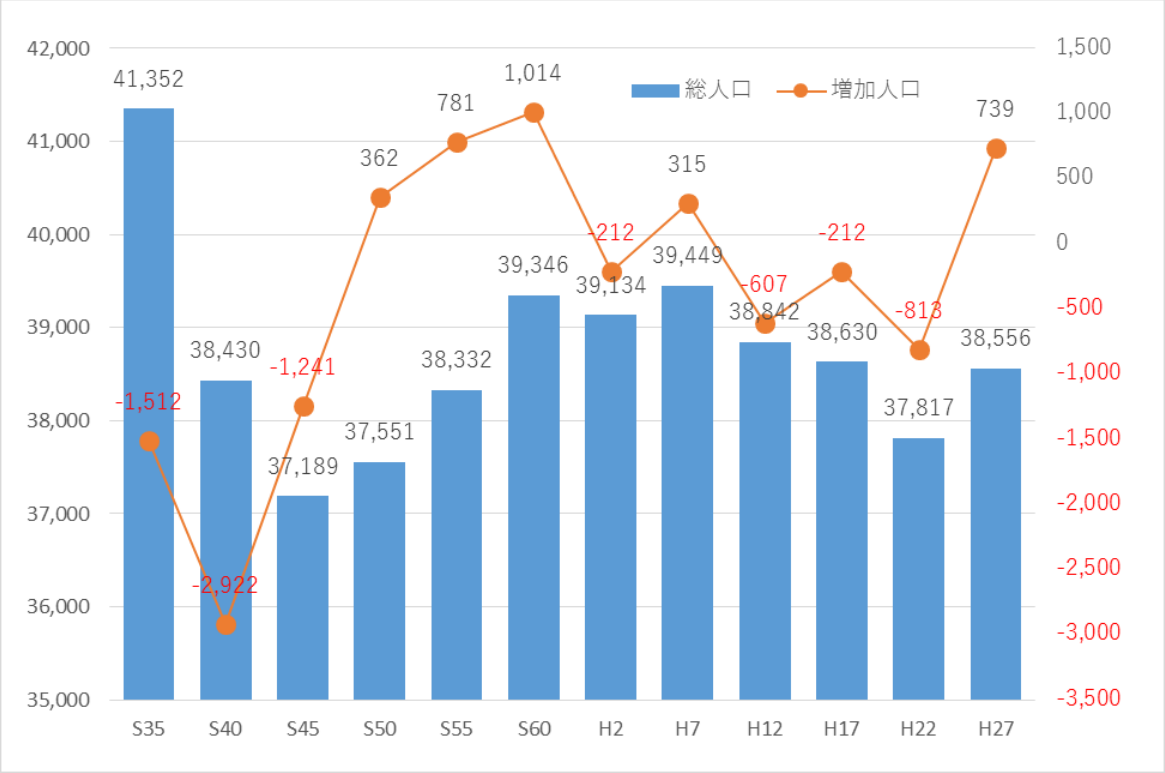

（国勢調査）

（２）３階層別人口

本市の年齢階層別（3 階層別）人口の推移を昭和 45 年から平成 27 年までの 10 回の国勢調査でみると、年少人口（14 歳以下）は年々減少傾向で推移し、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は昭和 60 年をピークに、その後減少傾向に転じています。

一方、老年人口（65 歳以上）は昭和 45 年からは年々増加傾向にあり、少子高齢化が着実に進行していることがわかります。

昭和 45 年から平成 27 年までの 45 年間での各階層別の推移をみると、年少人口では、4,718 人が減少し、平成 27 年の年少人口比率は 12.7%と減少傾向にあります。

また、生産年齢人口は、2,000 人減少し、各産業の担い手となる層の減少がみられます。

さらに、老年人口は、7,586 人増加し、平成 27 年の老年人口比率は 27.8%と増加傾向にあります。

３階層別人口の推移　　単位：人

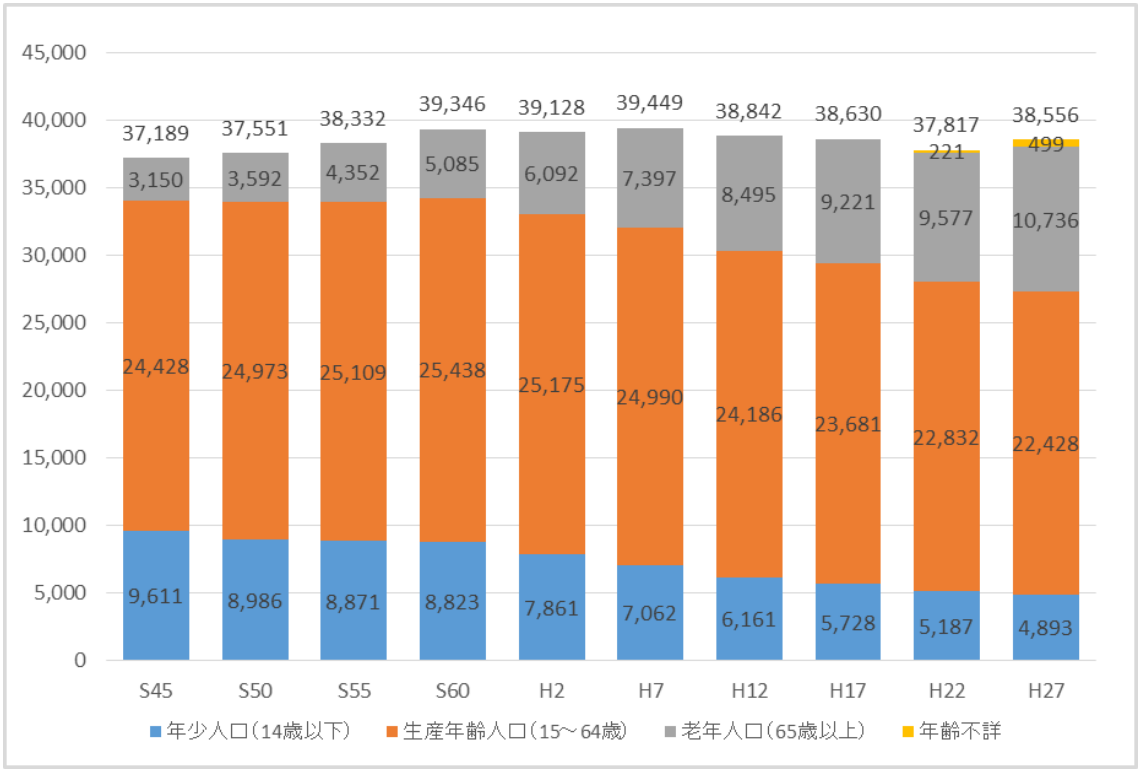

（国勢調査）

２．世帯数・１世帯当たり人数の推移

本市の世帯数の推移をみると、昭和 45 年以降、増加傾向で推移し、平成 27 年には 15,209 世帯となっています。

1 世帯当たりの人数は減少傾向が続いており、核家族化や家族形態の多様化が影響していることがうかがえます。

世帯数、１世帯あたりの人数の推移　　単位：世帯、人

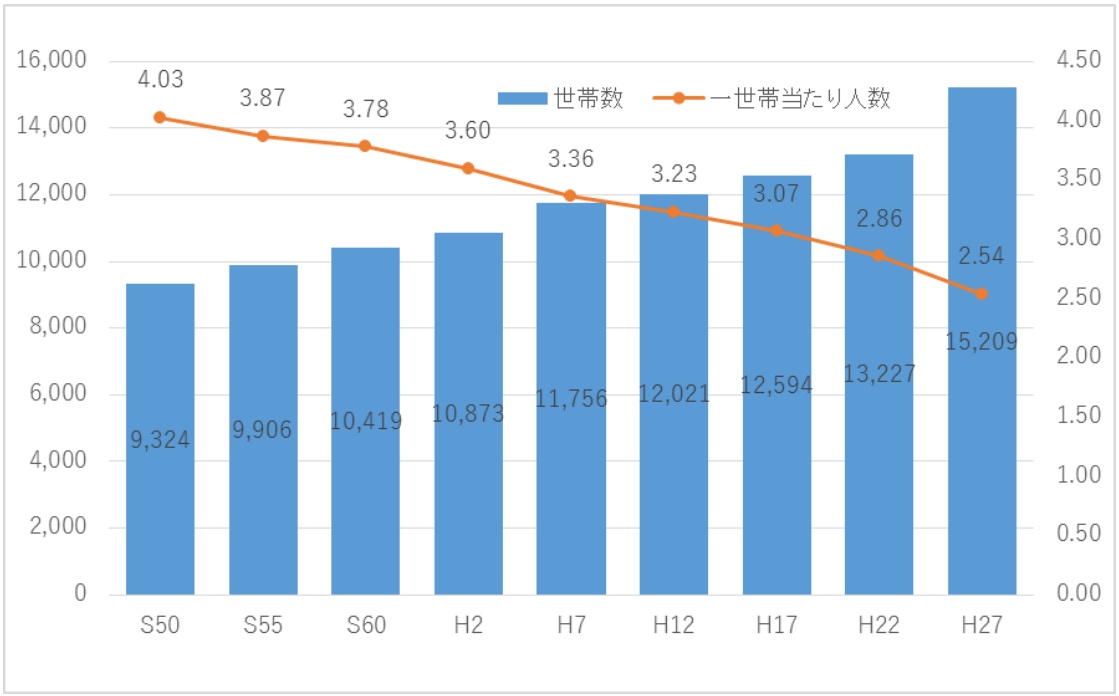

（国勢調査）

３．就業構造の推移

本市の産業構造の推移をみると、就業者総数は、昭和 60 年の 19,712 人から平成 7 年までは微増傾向で推移してきましたが、平成 12 年には減少に転じ、平成 22 年には、16,817 人となっています。

産業大分類別でみると、第 1 次産業は昭和 60 年以降、減少傾向で推移しており、平成 22 年には 1,722 人（10.2%）、第 2 次産業は、昭和 60 年から平成 2 年にかけて一時増加しましたが、それ以降、微減傾向で推移し、平成 22 年には 5,689 人（33.8%）、第 3 次産業は、昭和 60 年以降増減しており、平成 22 年で 9,406 人（55.9%）となっています。

全体的に、第 1 次産業と第 2 次産業の減少傾向がみられます。

産業別就業者数の推移　　単位：人

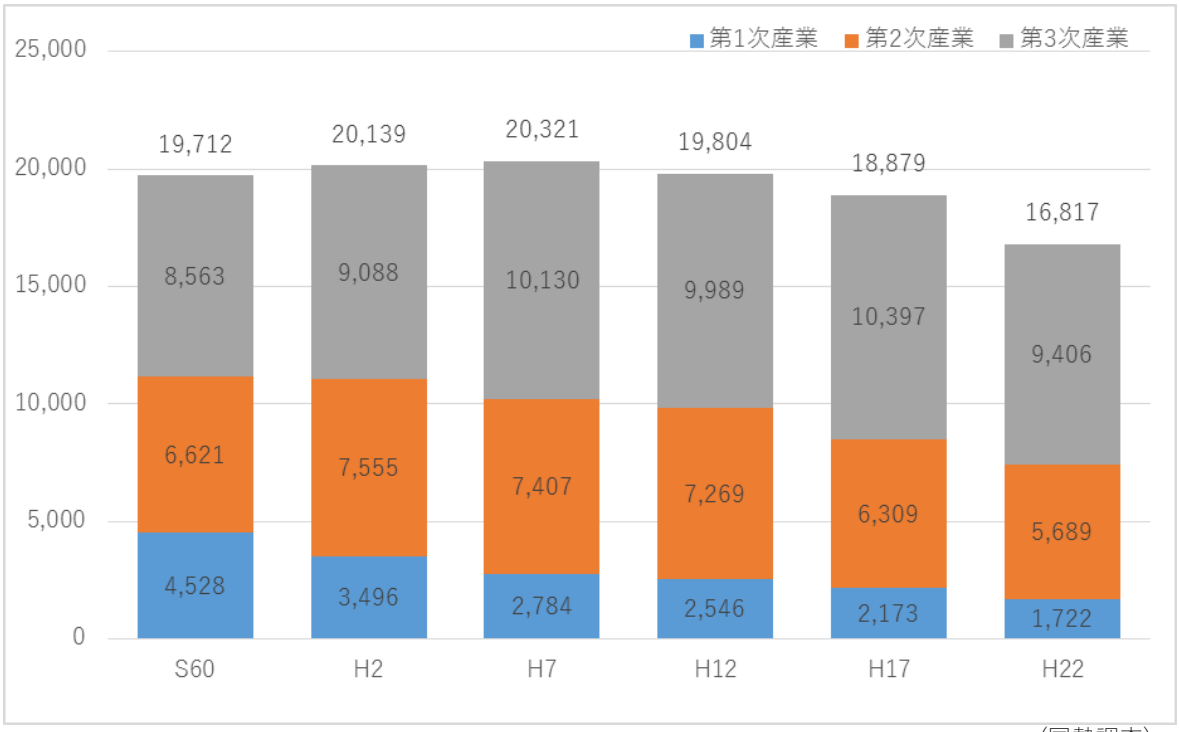

（国勢調査）

４．農林水産業の状況

（１）農業

豊かな自然と適度な気象条件に恵まれた本市は、ほぼ水稲単作地域である一方、稲作を中心とした、畜産や野菜、果樹、花き等の複合経営も展開・推進し、農業を基幹産業のひとつとして発展してきました。

近年では、特にいちご等の施設園芸や、梨をはじめとする収益性の高い農産物の開発と市場開拓を推進しています。

しかし、近年は、全国的に農業従事者の高齢化や担い手不足等により農家数が減少してきており、本市も同様に農業を取り巻く環境は厳しい情勢が続いています。

そのため、今後、農地の集約化と、営農主体の大規模化を進めるとともに、担い手の育成、収益の上がる高品質な農産物の計画的・効率的生産体制の整備等、魅力ある農業の環境整備が必要となっています。

また、商工業や観光等の他産業と連携した農業振興も求められています。

農家数の状況をみると平成 27 年には 1,198 戸となっており、農家人口も平成 27 年は 3,712 人と減少傾向にあります。兼業農家においては減少が著しく、平成 27 年の調査結果では、平成 22 年調査時より 396 戸の減少となっています。

また、1 戸あたりの平均耕地面積は、2.18ha であり、さらに、第 62 次東北農林

水産統計年報（平成 28 年 3 月発行）によると、本市の平成 26 年農業産出額は約 88.9 億円となっています。

農家人口、農家数の状況(農林業センサス)

項目／年次	農家人口（人）	総農家数（戸）	自給的農家数	販売農家数	専業農家	兼業農家	第１種兼業農家	第２種兼業農家
昭和 60 年	14,112	2,723	－	－	223	2,500	723	1,777
平成 2 年	12,409	2,409	－	－	192	2,217	249	1,968
平成 7 年	10,734	2,135	－	－	169	1,966	256	1,710
平成 12 年	8,871	1,950	196	1,754	152	1,602	237	1,365
平成 17 年	7,422	1,835	270	1,565	180	1,385	272	1,113
平成 22 年	5,889	1,615	340	1,275	138	1,137	190	947
平成 27 年	3,712	1,198	303	895	154	741	146	595

注)平成 12・17・22・27 年農家人口は販売農家人口のみ　　(農林業センサス)

経営耕地面積　　単位：ha

項目／年次	経営耕地総面積	田	畑	樹園地	１戸平均耕地面積
昭和 60 年	4,026	3,228	523	274	1.48
平成 2 年	3,747	3,081	470	197	1.56
平成 7 年	3,646	3,061	460	124	1.71
平成 12 年	3,513	3,015	413	86	1.80
平成 17 年	3,291	2,876	342	74	1.79
平成 22 年	3,123	2,748	312	64	1.93
平成 27 年	2,620	2,348	224	48	2.18

(農林業センサス)

平成 26 年(平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日)農業産出額

項目	生産額合計	耕種				
		米	野菜	果実	その他	小計
産出額（千万円）	889	142	331	20	10	503
構成比（%）	100	16.0	37.2	2.3	1.1	56.6

畜産							加工農産物
肉用牛	乳用牛	豚	鳥		その他畜産物	小計	
				うち鶏卵			
12	19	13	未公表	319	未公表	386	0
1.4	2.1	1.5	－	35.9	－	43.4	0.0

（第 62 次東北農林水産統計年報）

（２）林業

本市の林野率は平成 22 年で 50.9%と、総面積の半分以上が森林で占められており、そのうち約 74%が民有林で占められ、林家数は 481 戸となっています。

この林業を取り巻く環境は厳しく、相双管内において素材生産量は東京電力福島第一原子力発電所の事故後は、放射性物質による森林汚染の影響により森林整備が停滞しているため減少しています。

また、特用林産物の生産量も、東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質の影響で、きのこ類に出荷制限がかけられ、生産量が減少しています。

林業の状況

区分／年次	林家数（戸）	林野面積（ha）			林野率（%）	保安林（ha）
		総数	国有林	民有林		
平成 2 年	860	10,242	2,695	7,547	51.8	1,629
平成 12 年	462	10,107	2,677	7,430	51.1	1,796
平成 17 年	415	10,108	2,676	7,432	51.1	1,426
平成 22 年	481	10,055	2,664	7,391	50.9	1,469
平成 27 年	484	未公表	未公表	未公表	未公表	1,466

（農林業センサス、平成 17～27 年の保安林の面積は「福島県森林・林業統計書」）

相双管内における素材生産量及び相馬市の特用林産物生産実績

区分／年次	相双管内における素材生産量			相馬市の特用林産物生産実績			
	総数（千㎥）	針葉樹（千㎥）	広葉樹（千㎥）	木炭（kg）	乾しいたけ（kg）	生しいたけ（ｔ）	なめこ（ｔ）
平成 22 年	84	63	20	5,400	285	276	0※
平成 23 年	74	58	16	3,150	78	302	－※
平成 24 年	16	13	3	3,150	78	302	－
平成 25 年	10	8	2	75	285	5	－
平成 26 年	11	8	3	－	116	6	－

※　0：単位未満　－：該当数字無し　（福島県森林・林業統計書）

（３）水産業

福島県沖に好漁場を有する本市では、沖合底曳き網、機船船曳き網、刺し網等の沿岸漁業により、ヒラメ、カレイ、スズキ等の高級魚が水揚げされたほか、ホッキ貝、ウニ、アワビ等の稚魚・稚貝放流を行い、つくり育てる漁業を推進し、さらに、松川浦では、海苔やアサリの養殖が行われていました。

平成 20 年（西暦 2008 年）の漁業センサスによると、漁業経営体数は個人で 323 経営体、団体で 2 経営体となっていたほか、管内漁協支所調べによる水揚げ高は、平成 22 年度で約 50 億円となっていました。

しかし、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、福島県沖の操業は自粛を余儀なくされています。

市はこれまで、漁業者の出漁意欲をつなぐと同時に、漁業の復興を図るため、荷捌き施設や水産加工施設等、水産業共同利用施設の整備を進めてきました。

現在では、福島県によるモニタリング結果から安全が確認された水産物のみを対象とした試験操業が行われています。

試験操業は、平成 24 年 6 月にミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイの 3 種類を対象魚種として開始され、平成 28 年 10 月時点では、本市の主力魚種のヒラメを含む 92 種まで対象魚種が拡大しました。

漁業経営組織別経営体数　単位：経営体

区分／年次	総数	個人	団体経営体			
			小計	漁業協同組合	共同経営	官公庁・学校試験場
平成 20 年	325	323	－	2	－	－
平成 25 年	－	－	－	－	－	－

（漁業センサス）

海面漁業漁獲量(相馬双葉漁業協同組合相馬原釜支所及び相双磯部支所の合計量)　　単位：kg

項目／年次	合計	イカナゴ類	タコ類	カレイ類	タラ類
平成 22 年	13,110,395	3,882,732	1,479,305	1,950,731	999,084
平成 27 年	平成 23 年 3 月 12 日以降、操業自粛のため、水揚げなし				
項目／年次	貝類	イカ類	マアナゴ	カニ類	その他魚類等
平成 22 年	443,791	509,032	305,859	290,372	3,249,489
平成 27 年	平成 23 年 3 月 12 日以降、操業自粛のため、水揚げなし				

（福島県海面漁業漁獲高統計）

相馬双葉魚漁具協同組合支所別水揚高(試験操業除く)

年度	相馬原釜		磯　部		松川浦		合計金額
	数量（t）	金額（千円）	数量（t）	金額(千円)	数量（t）	金額（千円）	(千円)
平成 18 年	12,275	4,695,111	1,233	412,266	1,130	508,337	5,615,714
平成 19 年	12,651	5,203,809	994	344,412	1,425	539,077	6,087,298
平成 20 年	12,830	5,210,208	1,398	505,980	1,387	542,232	6,258,420
平成 21 年	12,486	4,888,944	1,411	468,592	1,360	532,076	5,889,612
平成 22 年	15,175	4,288,542	1,203	397,000	762	306,809	4,992,351
平成 23 ～27 年	平成 23 年 3 月 12 日以降、操業自粛のため、水揚げなし						

（相馬双葉漁業協同組合各支所調べ）

5．商工業の状況

（1）商業

本市の商業は、自家用車の利用率の上昇、ライフスタイルの変化等に伴い、国道 6 号沿線を中心として大型店舗の進出が相次ぎました。これにより既存商店街の空洞化が進行しています。

商店街は、まちの賑わいを創出するとともに、市民生活に利便性をもたらし、地域文化の継承や憩の場としても重要な役割を担うため、商店街の活性化のため積極的な取り組みが求められています。

今後は、魅力ある商店街づくりによる地域間競争力の向上、高齢社会やＩＴ社会に適応したサービスの拡充等、地域特性を活かしたさらなる商業振興策の具体化により、利用しやすい商店街づくりが必要となっています。また、農業や水産業、工業、観光との産業間連携の推進も求められています。

平成 11 年から平成 26 年までの推移を商業統計調査でみると、本市の商店数は、平成 24 年までは減少傾向ですが、平成 26 年には 388 店と増加しています。また、従業者数も平成 24 年までは減少傾向ですが、平成 26 年には 2,249 人と増加に転じています。

さらに、年間販売額も商店数、従業員数と同様、平成 24 年までは減少しているものの、平成 26 年には約 718 億円と回復しています。

商業の状況

区分＼年次	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年
商　店　数（店）	725	686	651	580	356	388
従 業 者 数（人）	3,736	3,716	3,600	3,285	2,196	2,249
年間販売額（百万円）	83,101	76,453	74,862	68,684	62,063	71,796

（商業統計調査）

（２）工業

所得の向上や雇用機会の確保等、地域経済の発展に貢献してきた本市の工業は、古くから続いている中小の地場産業をはじめ、相馬地域開発による相馬中核工業団地、相馬北工業団地や相馬南第二工業団地への誘致企業等が、互いに併存して、相双地域の中心的なものとなっています。

また、本市には、重要港湾相馬港をはじめ、常磐自動車道、相馬福島道路等の高速交通網の整備が着実に進んでおり、工業生産を支える多くの優位的な資源によって、工業発展の可能性は将来的に拡大していくことが予想されます。

今後は、地場企業の振興を図るため、工業団地への誘致企業と地元企業における人的・技術的交流を推進するとともに、地域の情報を広く内外に発信し、新たな企業立地の促進策を講じていくことが求められています。

さらに、異業種間の交流や産学官との連携等により、地域内発型の起業を促すための支援体制の確立や、その基盤をなす人材の育成が図られるような積極的な取り組みが必要です。

平成 21 年から平成 26 年までの推移を工業統計調査でみると、本市の事業所数は多少の変動はありますが、減少傾向で推移しています。

従業者数は平成 23 年まで減少傾向で推移しており、平成 24 年には増加に転じたものの、その後、平成 26 年までは減少傾向となっています。

製造品出荷額等は、平成 21 年以降は減少傾向で推移するも、平成 24 年から平成 26 年までは増加傾向となっています。

工業の状況(従業員 4 名以上の事業所)

区分＼年次	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
事業所数（事業所）	95	91	79	82	81	78
従業員数（人）	4,576	4,099	3,806	3,942	3,883	3,866
製造品出荷額等（百万円）	162,775	139,234	43,340	133,914	155,239	175,755

（工業統計調査、平成 23 年のみ経済センサス）

6．観光の状況

本市は、豊富な海産物や農産物、平坦地に広がるのどかな田園風景、歴史を偲ばせる城郭跡や相馬民謡、一千有余年の歴史を誇る相馬野馬追や各種イベント、海水浴場等の観光資源を数多く有しています。また、松川浦県立自然公園をはじめとする海、霊山県立自然公園に代表される山等、その豊かで美しい自然環境は、かけがえのない財産となっています。

特に松川浦県立自然公園は、古くは万葉集にもうたわれ、江戸時代には相馬中村藩の遊休所となっていた、その白砂青松の風景は、本市の美しい自然を代表するものです。

しかし、東日本大震災で発生した津波により、松川浦をはじめとする沿岸部は甚大な被害を受け、松川浦大橋が通行不能となる等、本市の主な観光資源であった松川地区は壊滅的な被害を受けたほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害の影響もあり、海水浴や潮干狩り等の震災前の大きな観光資源が再開できず、震災以降の観光客入込数はゼロとなっています。

上記のように、本市には、平成 22 年には、年間約 187 万人の観光客が訪れていましたが、平成 23 年の観光客数は約 45 万人と大幅に減少しました。平成 24 年からは増加傾向にあり、平成 27 年には約 82 万人の観光客が訪れています。

観光入込客数　　単位：人

区分／年次	観光入込客合計	観光別				
		松川浦	野馬追	海水浴	道の駅そうま	その他
平成 22 年	1,868,621	969,000	25,000	56,524	616,444	201,653
平成 23 年	450,622	－	28,000	－	304,835	117,787
平成 24 年	613,625	－	22,000	－	385,873	205,752
平成 25 年	631,954	－	18,000	－	388,726	225,228
平成 26 年	734,509	－	20,000	－	443,976	270,533
平成 27 年	817,566	－	14,000	－	469,267	334,299

（商工観光課観光物産係・生涯学習課スポーツ振興係調べ）